

第1403回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成30年12月13日 木曜日

開会 10時00分 閉会 12時15分

2 場 所 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1402回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案1件、報告3件

イ 非公開の承認

報告2件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第28号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

議案の説明に先立ち、本市及び国、そして参考に京都府の勧告の主な内容について説明させていただく。8月に国の人事院勧告が出され、その内容を踏まえ、9月に京都市、10月に京都府の人事委員会勧告が提出された。

国の勧告は、5年連続で俸給表の引上げ、期末勤勉手当については0.05月分、5年連続の引上げ、そして宿日直手当の引上げが勧告された。

一方、京都市の勧告について官民較差が極めて小さいため、3年連続で給料表の改定が見送られた。期末勤勉手当については、国と同様、0.05月分、5年連続の引上げ勧告となった。また、宿日直手当については、国の考え方を踏まえ、引上げ勧告された。

京都府の勧告は、国と同様、給料表・期末勤勉手当ともに5年連続の引上げ、宿日直手当についても引上げという勧告となった。昨年4月の給与費移譲時点で給料表水準は同じであったが、それ以降、京都府の給料表だけが引き上げられ、京都府の教職員の方が月例給与が上回る状況にある。

議案について説明させていただく。

期末勤勉手当及び宿日直手当については、市長部局の制度に準拠しており、教職員給与条例で市職員の給与条例を準用している。市職員給与条例の改正が12月7日に市会で可決されたことを受けて、教育委員会規則で定めるべき宿日直手当の額について、必要な規定整備を行うもの。

宿日直手当とは、本来の勤務に従事しないで行う庁舎の監視等の業務を命じられ、勤務時間外に勤務した場合に支給される手当である。

教職員では、花背山の家職員の通常の宿直勤務と、自然災害等の非常時に、地域災害計画に基づいて教職員が参集する場合、又は避難勧告等に応じて避難所開設の対応を行う場合の勤務が対象となる。本年度は、自然災害が多発した年であり、管理職を中心に多くの教職員に宿日直勤務の実績がある。

今回、宿日直手当の額を、市長部局に準じ、1回の勤務当たり4,400円を5,400円に、平成30年4月1日に遡って改正する。

なお、教育委員会で延べ約1,000件の実績があるため、改正による影響額は100万円程度を見込んでいる。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 宿日直手当の引上げを行うが、政令市で比較した場合はどうか。

【事務局】 引上げ後で比較してもまだ低い。

【星川委員】 給料表の改定について、府は引上げ、市は据置きというのが移譲後2年連続で続いている。府域全体より都市部の方が民間給与は高いのではないかな。

【在田教育長】 府との給料表の差が発生した背景については、行政職に係る人事委員会の調査結果が民間給与と均衡していたので、移譲後２年連続の改定見送りとなったものと聞いている。

【星川委員】 職種ごとの比較ではなく全職種が行政職に準じて改定するからこういう状況になるのではないかと。教育職であれば、市内の私学教員との比較を踏まえて勧告したら、正確な比較ができるのではないかと。

【事務局】 人事委員会の報告では、給料表の改定の勧告ではないが、人材確保や働き方改革の観点から、教員の勤務条件の向上について触れられている。

【星川委員】 府の方が給与水準が高いということは、採用状況にも徐々に影響してくることになると思う。差が大きくなならないうちに芽を摘むことが大事。人事委員会への課題の投げかけを含め、速やかに対策を講じてほしい。

(議決)

教育長が、議第２８号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 報告事項

報告 高等学校学習指導要領改訂に伴う移行措置について

(事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長)

平成３０年に３月３０日に告示され、２０２２年度から実施される新しい高等学校学習指導要領については、その考え方や目指していること等について、本年８月の教育委員会会議にて説明させていただいた。

本日は、学習指導要領の改訂に伴う移行措置への対応について報告させていただく。はじめに、移行措置とは、教育内容をスムーズに新学習指導要領へ移していくために、内容を一部加えたり変更したりすることを指し、先行実施とは異なるものである。

まず、１．国が示す移行期間における基本方針について説明する。新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間においては、教科書等の対応を必要としない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していく。特に、資質・能力の３つの柱と言われる「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにすることとされている。

次に、移行期間は、平成３１年４月１日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでとなり、新高等学校学習指導要領は２の表のとおり、２０２２年度から年次進行により適用されることとなる。

次に、３（１）市立高校における基本方針について説明する。市立高校各校においては、移行期間における学習指導要領の特例について定められた文部科学省告示に基づき、平成３１年度の教育課程を編成・実施することとする。ただし、市立高校における教育課程編成の基準となる「京都市立高等学校教育課程編成要領」について、新高等学校学習指導要領を踏まえた改訂を平成３１年度に予定しているため、本方針はそれまでの対応を暫定的に示すものとする。編成要領については後ほど説明する。

次に、３（２）移行措置の内容について、別添の参考資料に基づき説明する。「総則」については、平成３１年度から全生徒が対象となる。主な変更点として、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を３つの柱として資質・能力の育成を目指すことの明確化、カリキュラム・マネジメントの推進、初等中等教育の一貫した学びの充実と高校以降の社会との接続、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などが挙げられる。

「総合的な探究の時間」については、対象は平成３１年度入学生からとなる。３１年度は１年生のみが「総合的な探究の時間」、２年生以上は従来の「総合的な学習の時間」を行う。内容としては、新学習指導要領の規定に基づき、「自己の在り方と生き方」と不可分の探究、資質・能力「３つの柱」と学校教育目標に則り目標を設定、目標を実現するにふさわしい「探究課題」の設定などを内容に加えて指導を行う。

「特別活動」については、新高等学校学習指導要領により実施することとし、平成３１年度から全生徒が対象となる。校長による方針の明示はもとより、道德教育推進教師を中心とした道德教育の展開が求められている。

指導内容の変更などにより特例を定める教科としては、地理歴史、公民、家庭が対象となっている。

「地理歴史、公民」については、平成３１年度から全生徒が対象となる。地理、日本史、現代社会及び政治経済共通の変更点として、新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用することとしている。

「家庭」については、成年年齢引下げが施行される２０２２年４月１日に１８、１９歳となる、平成３１年度の１、２年生が対象となる。新学習指導要領の契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する事項を加え、多様な契約やその義務と権利について取り上げるとともに、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱う。

ちなみに、家庭科については、消費者庁から「社会への扉」という教材が示され、家庭科で教えることを想定して、契約、お金及び暮らしの安全に関する内容の冊子を新１、２年生等に配布する準備を進めている。

なお、「保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術」は新高等学校学習指導要領によることができることとし、平成３１年度から全生徒が対象となる。以上が移行措置の内容である。

次に、（３）学習評価の取扱いについて説明する。移行期間中の学習評価については、移行期間に新学習指導要領により実施する部分も含めて、現行学習指導要領の評価規準

等に基づいて行うこととされている。また、新学習指導要領における学習評価については、毎回の改訂と同様に指導要領には示されておらず、現在、中央教育審議会教育課程部会の下に設置された「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」において審議中である。年内を目途に考え方等が示される予定であり、年度内には通知される予定となっている。

最後に、新学習指導要領が実施されるまでのスケジュールについて説明する。本日の教育委員会での御意見も踏まえ、各校への移行措置に関する通知を年内に発出する予定としている。各校ではその通知に基づいて準備を進め、平成31年4月から移行措置対応を実施することとなる。

教育課程編成要領に関しては、新学習指導要領の趣旨を徹底するとともに、本市立高校の特色を踏まえたうえで、内容をより具体的に定めるものとして、京都市の教育課程編成要領を作成する。

31年4月には編成要領改訂チームを設置し、31年9月の完成を目指して編成要領の策定作業を進めてまいる。

新教育課程編成要領完成後はそれを基に各校で新教育課程の編成を進めることとなり、32年9月までに各校が新教育課程を申請し、年度内には認可する予定としている。新教育課程の実施1年前に当たる2021年4月からは、中学3年生を中心に各校の新教育内容の広報を開始し、2022年の新教育課程の実施を迎えたいと考えている。参考として、各項目の工程イメージを記載している。

非常に多くの枠組みが変更される新学習指導要領の円滑な実施に向けて、今後とも、学校現場ともしっかりと連携しながら、取組を進めてまいる。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 領土問題については、追加教材がなくても指導は可能なのか。

【事務局】 現在使用している教科書にも、領土問題については既に記載されているため問題はない。

【清水企画監】 平成25年度に現行の学習指導要領解説が改訂されており、今回の新学習指導要領に規定されている領土に関する内容を扱うよう既に記載されている。

【在田教育長】 学習評価の取扱いは何が変更されるのか。

【事務局】 これまでは教科ごとに評価の観点が多かったが、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理され、各教科における評価の観点が統一される。

【奥野委員】 高等学校学習指導要領改訂に当たり、中学校の学習内容と連携はできているのか。

【事務局】 小・中学校の新学習指導要領においても、高等学校と同様に主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められているなど、小・中

学校から大学までの学びを見通したうえで、高等学校の学習指導要領も改訂される。

【奥野委員】 高等学校の学習指導要領が改訂される時期に、自分の子どもが高校生となる。保護者としては、保護者への周知をしっかりと行ってほしい。

【事務局】 高等学校においては、「高校生のための学びの基礎診断」など保護者へ負担をお願いする改革もある。教育委員会としては、各校への説明や研修を十分に行い、各校が保護者に対して丁寧な説明ができるようにしていく。

【奥野委員】 こうした教育内容の変更や改革について、塾からの情報の方が早いこともある。しかし、まずは学校から保護者へと情報が伝わるのが基本だと考えている。

【高乗委員】 2020年には各校から新教育課程が申請され、2021年4月には新教育課程が広報・周知される予定となっているが、個々の高校ではなく、高校全体として新教育課程をどう考えていくのが課題と考えている。

【事務局】 新学習指導要領の内容等の新しい情報は随時学校現場へ伝達しており、各校の説明会等において、中学生や保護者に対し、新しい情報等についても丁寧な説明をしているが、高校全体としても新学習指導要領の趣旨を中学校現場に周知していく必要はあると認識している。2021年4月からの広報は各校の新教育課程を想定している。

【高乗委員】 保護者の中でも、教育課程への関心については個人や地域によって温度差がある。中学校の教員や生徒、そして保護者に対して、高校教育の中身を積極的に周知していく必要がある。

【事務局】 文部科学省で新学習指導要領の趣旨をわかりやすくまとめたパンフレットを作成し、全国の学校や保護者に配布するなど、文部科学省からも保護者や地域への周知に努めるという情報もあるので、そうした機会も活用して保護者等への周知を進めたい。

オ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告2件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 報告事項

報告 第4次京都市子ども読書活動推進計画素案について

(事務局説明 下山 学校地域協働推進課長)

本市では、平成13年の国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行を受け、平成16年に第1次計画となる「京都市子ども読書活動推進計画」を策定以降、国の定める「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」に準じて5年毎に計画を見直し、また平成23年度以降、京プランに位置付け、現在は「第3次計画」に基づいて、取組を進めている。

このたび第3次計画期間が終了するにあたり、本年6月に「策定会議」を設置し、児童・生徒とその保護者を対象にアンケートを実施するなど、読書に関する実態を把握した上で、読書活動の指針となる「第4次計画」(案)を取りまとめた。

国の方では、今年の4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められ、特に高校生の読書離れが課題として取り上げられており、幼少期から高校までの発達段階に応じた取組や、友達同士で本を薦める活動で読書に関心を高めることなどがポイントとされている。

このポイントに沿う形で、本市でも高校生に焦点を当てることとし、策定に際して、今年の7月に小中学校の児童生徒と保護者にアンケートを実施するとともに、市立高校の生徒全員にアンケートをとった。

今後、パブリックコメントを実施し計画に修正を加え、さらに2月に第4回策定会議を開催して、いただいた意見も踏まえながら、3月に第4次計画を策定していく予定である。

アンケート結果の概要について説明申し上げる。5年前の前回計画時と比較して、「読書が好きと思う子ども」や「1ヶ月の読書量」については増加傾向で、学校図書館で借りる冊数も増えており、利用が進んでいる状況がみられる。一方、放課後や休日など「スマートフォンを使用する」が大幅に増えるなど、前回調査時とは違った結果となっている。また、家庭で本を話題にする機会が多いほど、子どもが本を好きになる傾向が見られるので、家庭での取組が引き続き重要と考えられる。

次に、主なアンケート結果では、(1) グラフ「本を読むことが好きか」という問いに対して、小中学生とも「好き」と「少し好き」を合わせた割合が増加している。具体的には、考察に記載してあるとおりであるが、グラフの中で黒く塗りつぶしてある部分をご覧いただくと、小中学生とも「読書が嫌い」と回答した子どもの割合が減少していることがわかる。

2ページの(2)「1ヶ月にどれくらいの本を読むか」のグラフであるが、吹き出しの部分、「1ヶ月に1冊も本を読まない割合」いわゆる不読率であるが、これは主に中学生で5%以上減少している。併せて1～2冊と回答する子どもの割合も減少しており、前回調査時と比べ全体的に読書量が増えている。

(3)「家庭で本を話題にする経験があったか」による、子どもの読書への考え方のグラフでは、四角囲みの数値が今回数値であるが、前回の回答と同様の傾向となった。具体的には、左側の「保護者がよく本を話題にする家庭」では読書好きな子どもの割合が94.6%と高く、逆に「本を話題にしない家庭」では、割合が57.3%と低くなる

ことがわかる。

(4) 放課後や休日の過ごし方について説明申し上げる。まず肝心の「本を読む」を選んだ割合については、前回と大きな差は見られなかった。次の「平日の過ごし方」と「休日の過ごし方」については、今回のアンケートで子どもの時間の使い方が、最近の傾向として、一番顕著に表れたものとなっている。

平日の放課後の過ごし方では、小学生では1位の「勉強をする」が前回より9.3%多い49.1%。「塾や習い事」は前回とほとんど変わらなかったものの、「外で遊ぶ」は9%弱減少している。

中学生では、前回同様「クラブや部活動」が一番多くなっているが、前回より13.7%減少している。3位の「塾や習い事」も4%近く増えているが、「(ゲーム以外で)携帯電話・スマートフォンを使う」が44.2%と前回から大きく伸びて、16.7%と2番目に多くなっている。

休日の過ごし方においても、中学生では、「クラブや部活動」が前回と変わらず1位となっているが、大きく割合を減らしており、「(ゲーム以外で)携帯電話・スマートフォンを使う」と「テレビゲームをする(携帯型ゲーム機・スマートフォンで遊ぶゲーム等を含む)」が大きく増加している。

小学生でも学校へ行かない日は「テレビゲームをする(携帯型ゲーム機・スマートフォンで遊ぶゲーム等を含む)」が、約10%増加して1位となるなど、スマートフォンの普及などにより、学校以外の時間の過ごし方が、以前とかなり変化していることがわかっていただけたと思う。

次に、今回初めて実施した市立高校生徒を対象としたアンケート結果概要については、読書が「好き」または「少し好き」と答えた生徒が、全体の約8割、読書が「大切だと思う」とした生徒は約9割となっており、読書を肯定的に考えている生徒の割合は高い結果となる。一方で、高校生になってから「ほとんど読まない」や「あまり読まない」とした生徒が73%となっており、実際には読書があまりできていない実態が判明した。やはり成長するにしたがって、部活や勉強等により時間を費やすようになり、さらに高校生になるとスマホを持つ生徒が平成29年度内閣府調査では95.9%と高い割合となるため、そちらに時間を使っている可能性が高いように考えられる。

次に6ページの(3)「本を読まなくなった主な理由」であるが、考察にあるように、勉強が忙しい、部活が忙しい、スマホを利用するから、と続いており、本が好きで読みたいが、課題や部活等で忙しく、本に親しむ時間が少なくなっていることがわかる。

下の(4)「生徒の自由記述」では、生徒たちの本音とも読み取れる記入がされており、読書に対して肯定的ではあるが、なかなか実行に移せない、などという意見が多く見られた。

次に、第3次計画の推進による主な成果を説明する。

まず成果については、読み聞かせの大切さが保護者に広く理解され、多くの家庭において早い段階から読み聞かせが行われるようになった。また、小中学校ともに朝読書が

定着し、1年間に100冊読破した児童数が事業開始時の3倍に増加し、1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合も低下した。京都市立学校の図書館では、学校司書の配置や「学校図書館大改造」が全小・中・総合支援学校で完了した。また、京都市図書館では、第3次計画実施前と比べて児童の利用が4%以上増加した。家庭に向けた啓発・広報等により、「本を読むことが大切」と思う子どもが増加するといった成果がみられた。

一方、課題については、スマートフォンやSNSの普及等により、学年が上がるに従って読書離れが進む傾向にあり、幼少期から高校生に至るまで発達段階に応じた切れ目のない読書活動推進の取組が引き続き必要と考えられる。また、読書習慣の形成には、読み聞かせなど家庭が果たす役割が非常に大切であることから、家庭に向けた啓発等に取り組むことが重要であると考えられる。アンケート結果から、1冊も本を借りない児童・生徒（小学生10.1%、中学生63.8%）や、学校以外の図書館へ行くことがない子どもたち（小学生24.1%、中学生41.8%）も引き続き見られるため、学校図書館と学校以外の図書館の一層の利用を進めるための取組が必要である。社会全体での取組を進めていくため、関係機関・団体等の連携の一層の強化が必要である。

続いて、第4次計画（案）の概要について説明する。1ページにあるように計画の目標としては、「本の魅力を感じ、自ら進んで本に親しむ子どもの育成」としている。経験したことの無い感動を味わうことや、これまで知らなかったことを発見することなどができるなどの本の魅力を子どもたちが認識し、自ら本を手に取り、本の世界に足を踏み出すことができる子どもたちを育成するために、家庭と地域、学校等が連携し、読書環境や、様々な読書の取組の充実、それらの啓発・広報等を行っていくということで、この目標とした。

基本方針は、自ら本を楽しむ読書習慣を形成するため、家庭と地域、学校等が連携し、発達段階に応じた取組や、環境整備を展開するため次のページにある6方針を定めた。これらは、概ね前計画の方針を踏襲している。例えば、「1 本の魅力と大切さを実感できる機会づくりと情報発信の充実」については、第3次計画の基本方針である「本の魅力と大切さを伝えるための機会づくり」に「情報発信」という文言を加え、より読書の素晴らしさを伝える機会を増やすことを目指すこととしている。

このように、以下の5つの方針も第3次計画の趣旨を原則踏襲して、より現在に対応した形にしている。

「2 子どもを取り巻く読書環境の一層の充実」については、本に親しむために、ハード面での整備とあわせて、読み聞かせ等のボランティアや学校司書等の人材育成といった読書環境の一層の充実に努める。

「3 学校・園や図書館をはじめ、市民グループ等が連携を密にした読書活動の一層の充実」については、学校や家庭、地域等が連携を密にし、本と子どもをつなぐ取組の輪を広げ、社会全体で読書活動を一層充実させる。

「4 子どもたちが、気軽に読書の楽しさを共感し合える読書活動の推進」については、子どもたちでお互いに本を薦めあうなどして、読書経験を共有することは、読書へ

の関心、表現力の向上、読書の幅を広げることにつながるため、このような気軽に読書を楽しめる取組を進めていく。

「5 歴史・伝統文化など京都の魅力や多様な文化に親しむ読書活動の推進」については、歴史と伝統に彩られた京都の魅力への理解を深めるとともに、さらに京都のことだけでなく、他の地域や世界の国々の多様な文化にも興味・関心を持つ子どもたちの読書活動の推進に努める。

「6 生涯にわたる学びにつながる読書習慣の定着」については、読書は、知的好奇心を刺激し、新たな世界への扉を開いてくれることから、人生をより豊かなものとするために、特に子どもの時期の読書習慣の定着を図っていく。

次に(4)「子どもの読書活動推進のための具体的な方策」について説明する。これは、関係部局で実施する、又は実施している具体的な方策についてである。家庭・地域・学校等において、今後実施・充実を検討している主な取組を記載している。これは、今後5年間の計画期間中に実施を考えていることも含めて記載している。

主に策定会議委員の意見を踏まえた取組を中心に説明する。

「1 家庭の取組」については、読み聞かせは早い年齢から行うことが大切であり、出産期だけでなく、それ以前の妊娠期から、読み聞かせの大切さを知らせる取組をしていくことが重要であると考えられている。

「2 地域の取組」については、市立高校と図書館を連携指定することで、より高校生の読書活動の支援を図っていく。また、交通局のキャラクター太秦萌等を使用し、読書が恰好良いというイメージを作り、ポスターなどで発信することも検討している。

「3 学校及び幼稚園・保育所等の取組」については、中高生には、友達同士で本を薦め合うことが有効なので、ビブリオバトル等の実施や、学校図書館を活用した授業が大切であると考えている。

「4 学校図書館の整備・充実の取組」については、学校図書館の充実については、「読書センター」、「学習センター」として機能向上させること、また、京都市図書館との蔵書や司書派遣、相談等の連携を図ってまいる。

「5 京都市図書館の整備・充実」については、中高生の利用促進を図るため、読書環境の整備、スマホ蔵書検索等利便性のアピール、高校生と連携したしおりデザインコンテスト、障害のある方の図書館利用の充実を検討している。

「6 関係機関の連携・推進体制の整備・充実」については、子ども文庫等、地域で読書に関わる関係機関と、連携・協力だけでなく、情報共有や相互に高めあう機会の拡充を図るまた、関係機関の情報をホームページ等で紹介するなどの情報発信の充実を進める。

「7 家庭読書を推進するための啓発・広報」については、読書活動の意義や、その推進に係る取組について啓発広報を進める。行事やイベント等で読書の大切さを伝える啓発の充実や、インターネットを活用し、中高生の興味関心を惹く情報の発信を行っていく。

「8 優れた取組の奨励」については、これまで実施している読書活動優秀実践団体（者）表彰の取組を、今後新たにホームページや情報誌等を活用し広く情報を発信する。

なお、計画本編については、時間の都合上、説明できないが、また御確認いただきたい。

本編の写真やイラストについてまだ全て揃っていないため、今回は仮で入れさせていただいている。

最後に、計画として最終策定する際には、3次計画の冊子と同様に、アンケートの概要と、パブリックコメントの意見まとめを添付する予定である。

（委員からの主な意見）

【奥野委員】 アンケート結果をみると、改めてスマートフォンの影響は非常に大きく、これだけ浸透している状況でスマホを子どもから取り上げるようなことは難しい。スマホを活用した読書の取組ができないか考えたほうが良いのではないかと思う。ただし、スマホの過度の使用により、目が悪く等の悪影響があることも事実なので、体の負担にならないように考えつつ、取組を考えていくことが重要である。

部活動の時間が減り、スマホの時間が大きく増加している。これまで部活動の時間を減らすことに努めてきたが、空いた時間の過ごし方がスマホの使用ということはもったいない。空いた時間の過ごし方を、読書や勉強などに時間を回すことができるように促す必要がある。

【野口委員】 思春期においては、「かっこいい」というイメージを重視する傾向にある。また、親や先生が読書をするように言っても、あまり効果はないように思う。「読書はかっこいい」というイメージを浸透させるために、メディアを活用することができないか。

【奥野委員】 「かっこいい」というイメージを浸透させるためには、インスタグラムなどを活用した読書活動の啓発も良いのではないか。小中学生の特に男子は、対戦などで競い合うことが好きな子が多いことから、「ビブリオバトル」を推進することは良いと思う。京都市では実施しているか。

【事務局】 ビブリオバトルは学校や、京都市図書館でも実施している。

【高乗委員】 ブックスタートや読書マラソンなど、様々な取組が推進されており、アンケート結果においてもその成果が出ている。一方で、中高生については課題が残る。中高生に対する取組が、第4次計画のポイントになるのではないかと思うが、現在の計画案では少しその要素が弱いのではないか。例えば、小・中学校で実施した、「学校図書館大改造」を市立高校でも実施し、学校図書館を身近で利用しやすい魅力のある場所にする必要があるのではないかと思う。また、思春期の子どもとそれまでの時期の子どもとは読書は意味合いが違うと思う。本が生涯の友達になれるかどうかは、思春

期の時期の取組。高校における読書の意味を捉え直して、改めて、高校生に対しての取組を考える必要がある。京都市図書館で中高生を対象に取組をしているが、更なる充実が図れるのではないかと思う。

【事務局】 高校の学校図書館を回り、高校生の読書の実態を調査してきた。探究活動等で必要とする情報を得るために部分的に本を読むということも行われていた。一方で、生徒のニーズに合った本が整備されていないということが課題としてあった。学校図書館だけではなく、京都市図書館と連携して、足りない部分を上手く補うことができればと考える。友達に本を紹介されることが本を読むきっかけとなる。京都工学院高校では、各生徒が持っているタブレットを活用し、生徒のおすすめの本について情報発信ができないかという話もあった。広報については、京都市が実施するよりも国が実施した方が良いと考えるが、中高生に人気のある有名人を起用し、「読書はカッコいい」というイメージ戦略を行うことが重要だと思う。乳幼児期の保護者に対しては、スマホを活用して、情報発信を行えないかと考えているところである。スマホを敵対視するのではなく、それを活用することに焦点を当てたほうが良いのではないかと思う。

【高乗委員】 総合的学習が導入されて以降、学校図書館が調べ学習のための機能を充実してきたことは大きな進歩だと思う。思春期の子どもたちの、内面的な成長のためには、読書が大事な役割を果たす。図書館司書や読書好きな先輩や友達のサポートにより、図書館をセンターとして、読書をしていない子たちを呼び込むことができたなら良いのではないか。

【事務局】 京都市図書館には、図書館司書が多数おり、どのような本を求めているのかということを知ってもらえれば、それに応じた本を紹介できる。一方で、そのようなレファレンス機能についての広報があまりできていないため、今後は更なる広報を検討している。

【笹岡委員】 ホームページ等での広報だけではなく、直接スマホ等に情報を発信するなど、積極的な広報が重要。書店と連携した取組は行っているのか。

【事務局】 策定委員の中にも、書店組合の方が入っているので、計画の中にも何か取組が盛り込めないか検討している。

【笹岡委員】 高校生への推薦図書リストはないか。また、学校図書館の新作本はどのように広報しているのか。

【事務局】 高校生への推薦図書リストは作成していないが、各校ごとに学校図書館の新作本や図書委員のおすすめ本などを載せた図書館便りを学校司書や図書委員が作成して配布している。今後、市立高校と京都市図書館が連携した情報発信ができないか検討している。図書館司書の薦める本と生徒が読みたい本というのは違いもあるので、それを踏まえて高校生へのおすすめ本のリストを作成できればと考えている。書店との連携の例として、今

年度ジュンク堂書店のフロアに「本のもり」というおすすめ本リストを配架したが好評であった。そうした書店との取組も更に進めていきたい。

【奥野委員】 高校生への読書活動推進のための取組については、直接高校生に聞く方が良いのではないか。

【事務局】 計画案の中にもあるように、今後、京都市図書館では、市立高校生と連携し、おすすめの本のリストの作成や読書に関する取組についての調査・研究を行う予定である。

【奥野委員】 大学やLINE等と共同開発し、読書に関する実用的な取組ができないか。

【事務局】 今後検討してまいる。

【星川委員】 生涯にわたって読書を楽しむためには、子どものころに本を読む経験が重要。図書館は長い歴史の中で、様々な蔵書があり、それを見て心を躍らせる経験も貴重。学校の授業で、子どもたちを京都市図書館に出向させることはできないか。

【事務局】 学校図書館を活用した授業等は現在実施を進めているが、今後、京都市図書館と連携した学習についても、検討していく。

報告 平成31年度教育予算の編成について

(事務局説明 榎木 総務課長)

平成31年度の予算編成について、報告する。なお、現在行財政局を中心に、予算査定中であり、最終的な予算案については、2月上旬の教育委員会において、改めて審議いただく予定である。

平成31年度財政収支見通しにあるように、本市の来年度予算については、市税収入が堅調に推移する見通しであるものの、防災・減災・老朽化対策をはじめとする投資的経費や社会福祉関連経費が引き続き高い水準となり、前年度同様、350億円程度の財源不足が見込まれる厳しい予算編成となっている。各局に対しては、引き続き、局裁量枠に対する削減ノルマが課せられており、教育委員会においては約3.6億円のノルマが課せられている。

今年度、予算の編成方法が一部変更され、各局に割り当てられる削減ノルマは一定軽減されたが、一方で、政策的新規・充実事業の消費的事業については、財政当局に財源を要求するのではなく、各局で事業見直しを行うなどして財源捻出しなければならなくなり、依然として厳しい中での予算編成となっている。

そうした中、教育委員会においても、予算編成方針のもと、新学習指導要領の実施や教員の働き方改革など喫緊の課題にも対応するため、すべての事業経費をゼロベースから見直すとともに、職員の嘱託化などの効率化を進めながら、予算編成に当たっているところである。

予算の要求状況については、現時点で、教育費全体で約１１３４億円の要求となっている。

内訳として、政策的新規・充実事業の他、学校・事務局等の運営費では、教科書採択に係る経費やスクールカウンセラー等の配置拡大、就学援助費の新入学学用品費の国基準増額に伴う増要求など、約１０億円の増額要求となっている。

また、施設整備費では、向島秀蓮の統合事業が完了する一方、京北地域小中一貫教育校や下京雅小学校、新定時制高校や新普通科系高校の整備にかかる工事費の増、今年度補正予算を編成したブロック塀対策に係る経費など、約１８億円の増額要求となっている。

人件費については、学校教職員の初任給の引上げや管理職手当の引上げなど、１２億円の増額要求となっている。

次に、行財政局に要求している主な新規・充実事業について説明する。

まず、教育委員会所管施設の耐震化推進について説明する。避難場所として指定されている教育施設や体育館・講堂の安全性を確保するため、耐震補強工事や吊り天井の撤去に取り組む必要がある。具体的には、学校歴史博物館、元有済小などの耐震補強工事と、教育相談総合センターや元月輪小、元新洞小の吊り天井撤去工事について要求している。なお、現役で教育活動が行われている学校施設については、耐震化・吊り天井の撤去ともに既に完了している。

長寿命化改修を核とする学校施設マネジメントの推進について説明する。学校施設の長寿化改修については、平成２３年度から１０年間、予算が枠取りされ、年３校ずつ順次改修に取り組んでいるところだが、昨年度に策定した「京都市学校施設マネジメント行動計画」にもとづいたメンテナンスサイクルを実現するため、次の１０年では、実施校を年６校ずつに増やし、トータルコストの平準化を図るとともに、予防保全等、改修内容を一層充実しようというものである。

空調設備等のＰＦＩ事業の今後のあり方検討について説明する。平成１８年度にＰＦＩ手法により一斉に整備した小学校普通教室の空調設備が、平成３１年３月にＰＦＩ契約期間の満了を迎える。また中学校、高等学校の普通教室の空調機器についても設置後１５年近くが経過し、経年劣化が進んでいることに加え、特別教室への空調設置拡大が求められていることも踏まえつつ、今後、最適な整備手法等を検討するための調査研究を行う経費を要求するもの。また、平成１５年度に同じくＰＦＩ手法で整備した京都御池中学校複合施設についても、２０２１年３月に施設管理委託契約が満了となるため、今後の在り方についてあわせて検討したいと考えている。

教育委員会所管施設の空調整備について説明する。今夏、連日の猛暑に見舞われ、学校においても適切に空調を使用するよう通知を発出したところだが、花背山の家でも猛暑・熱帯夜が続き、子どもたちや一般利用者を暑さから守るため、エアコンを新設する経費を要求している。またその他、図書館においても、空調機器の老朽化による故障が頻発しており、市民の皆様にクールスポットとして安心して利用できる環境を確保する

ためにも、計画的な更新を進めるとともに、平成31年度は、設置後20年が経過し、万が一故障をした場合に復旧が困難である南図書館と左京図書館の空調を更新したいと考えている。

働き方改革推進事業について説明する。教員の働き方改革については、今年度から、校務支援員、部活動指導員等の予算が措置され、学校現場から大変喜ばれている。平成31年度に向けては、校長会からも一層の増員を強く求められているところであり、取組をさらに推し進めるため、校務支援員・部活動指導員の増員をはじめ、理科の観察や実験の準備等を補助する理科観察実験支援員の増員、校務支援員用のパソコンの配備、メッセージ機能付き電話機の整備などに係る経費を要求している。

新学習指導要領実施に向けた英語教育環境の充実について説明する。小学校の新学習指導要領における外国語活動の内容充実をはじめ、中学校・高等学校においてもより実践的な英語力の育成が求められる中、昨年度に引き続き、外国語指導助手の増員を要求している。とりわけ小・中学校においては、当初、毎年5名ずつ増員し、2022年度までにすべての中学校ブロックに1名ずつ配置できるよう計画していたところ計画を前倒しし、新学習指導要領の本格実施となる2020年度に目標とする人数を配置できるよう、来年度、再来年度と毎年10名ずつ増員する要求を行っている。

小・中学生による伝統文化体験の充実について説明する。文化庁全面移転決定を契機に、小学校・中学校において、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等、カリキュラムと連動させながら、すべての子どもたちが茶道や華道を体験する機会を持つことができるような取組の充実を図っていきたいと考えている。平成31年度は具体的な指導計画の作成と各支部1校でのモデル事業の実施を行う予定である。2020年度以降、実施校を拡大し、2021年度から全校展開をしたいと考えている。

障害のある児童・生徒に対するきめ細やかな教育体制の構築について説明する。障害のある児童・生徒に対するきめ細やかな教育体制として、3つの事業を要求している。一つ目は、平成30年度から設置している高校段階における「通級による指導」を充実するため、通級指導担当教員の増員を行う。二つ目は、医療的ケアが必要な新入学児童への看護師配置と、専門的な知見を有する指導看護師による総合支援学校の巡回指導の充実を図る。三つ目は、ICTを活用して、病院・自宅・分教室・在籍校を繋ぎ、入院している生徒の学習面や生活面の支援を行うとともに、病院・学校・家庭の連絡調整や助言等を行うコーディネーターを配置するというものである。

国際博物館会議京都大会開催について説明する。来年9月に開催される国際博物館会議京都大会開催に向け、「I COM京都大会推進委員会」を中心とした大会開催記念イベントの実施や、大会に関連して、大河ドラマ出演者等による対談イベント等、本市独自の大会への機運の盛り上げ、PRの取組みを実施し、広く市民に周知を図っていくものである。

第4次読書活動推進計画について説明する。平成31年度から、第4次の「京都市子ども読書活動推進計画」の実施期間となるため、計画にもとづく施策を具体化するため

の経費を要求している。

次世代への木のぬくもり発信事業について説明する。京都府が実施している「豊かな森を育てる府民税市町村交付金」を活用し、学校施設や教育機関に市内産木材を利用した物品を整備するもので、具体的には、京北地域小中一貫教育校の机や椅子、また移転整備する楊梅幼稚園の図書コーナーの書架の整備を予定している。

中学校給食の充実に向けた取組について説明する。中学校において食育の実践研究校を指定し、中学校給食を活用した食育の授業や栄養士の派遣、試食会などを行う。また、働き方改革の項目としても計上しているが、中学校給食の予約管理システムを構築する経費を要求している。これにより、保護者が学校を介さず直接スマートフォン等から簡単に申し込むことができ、従来は月単位でしかできなかった申込みを週単位にできるなど、保護者の利便性が向上し、喫食率の向上にも資するものと考えている。

これらの要求内容については、局枠新規・充実事業を除き、各局分も含めて11月28日から、行財政局財政課のホームページで公開されている。

なお、「小・中学生による伝統文化体験の充実」と「ICOM 京都大会」については、公開段階で財源について財政課と調整中であったため、要求額欄は「未定」として公開されている。

(委員からの主な意見)

特になし。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

11月17日 Joint S&E Forum

11月17日 向島秀蓮小中学校新入学・進級説明会

11月30日 教育福祉委員会

12月1日 近畿中学駅伝にて桂中が2年連続の男女アベック優勝

12月5日 「未来型教育 京都モデル実証事業」記者発表

12月10日 京都市とLINE株式会社との包括連携協定

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時15分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長